

## 交渉結果報告書

市長公室 人事課

交渉内容 平成19年度春闘回答等交渉  
交渉日時 平成19年5月16日(月) 15時08分～17時32分  
交渉場所 庁舎8階 大会議室  
交渉出席者 当局側 平本人事監 塚原市長公室長  
谷口参事 宇野課長 本城主幹 蒲原係長  
組合側 小野執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計15人

概要	
	2007年春闘要求書への回答、特別休暇の一部見直し等について交渉を行った。
組合側の主張	<ul style="list-style-type: none"><li>・時間外勤務について 時間外勤務の昨年度の状況と対策について聞かせてもらいたい。 時間外が恒常的に多い財務室、契約課については、どのように考えているのか。 休憩時間を廃止し、休憩時間を見直したことで実労働時間は15分延長されている。年間にすると65時間増、8日以上増になっている。 勤務時間終了後の速やかな退庁について、所属長が徹底すべき。 育児、介護を行っている職員は1月24時間超えてはならないことについての周知はできているのか。 ヒアリングを重ねて指導の強化を図ってもらいたい。</li><li>・係長兼務の主幹について 13人も新たに配置されている。129係中53係が兼務となっている。 業務があるから主幹を配置するのであって、主幹を配置してから業務を作るべきではない。 係長兼務の主幹配置は、組合員の範囲に関わる問題もあり、事前協議制としてもらいたい。</li><li>・住居手当について 回答書では、人事給与検討委員会から将来的には廃止する方向で検討すべき旨の報告を受けて検討したいと回答されているが、何について検討していくのか。</li><li>・共同電算について 当初年度末に予定されていた府からの説明について、市からの要望により5月15日ようやく国保システムについて説明がなされた。 近々共同電算についてだけで、交渉を配置してもらいたい。</li><li>・臨時職員、嘱託職員について 臨時職員、嘱託職員の労働条件は、職員の労働条件に密接に関わるものであり、管理運営事項として割り切れるものではない。</li><li>・通勤手当について 通勤手当の継続交渉事項とについて、早急に解決を図ること。</li><li>・男性職員の育児休暇及び配偶者出産休暇について 第1子の出産における産前時の休暇取得について、取得を認めるのか。</li></ul>

	<p>流産の場合の取扱いはどうにするのか。 本休暇と子の看護休暇との優先順位はあるのか。 子育て支援休暇の創設を早期に図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季休暇について 8日について当局の考え方を聞かせてもらいたい。 当局として8日間取得する必要があるという立場で協議をつめていくのか。 年休の集中取得について、年休取得は個人の判断であり、当局が関与することではない。 当局が休暇の内容は別として8日必要とするならば、新たな休暇の創設を考えるべきではないか。</li> </ul>
<p>当局の主張</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外勤務について 平成18年度は前年比5,000時間の減少。 課題のある課について5月15日、16日でヒアリングを実施した。 ヒアリング時には、年休の取得しやすい雰囲気づくりについてもあわせて指導した。 勤務時間終了後の速やかな退庁については、5月9日の部長会を通じて徹底を図った。 財務室、契約課については、更なる指導徹底していきたい。</li> <li>・係長兼務の主幹について 人材育成の観点から多くなっている傾向にある。 課題として認識している。 事前協議については政策室と協議したい。</li> <li>・住居手当について 委員会からの意見を踏まえ、他市の動向を含めて見極めたい。</li> <li>・男性職員の育児休暇及び配偶者出産休暇について 第2子以降と同じ扱いとする。 妊娠4ヶ月以上での流産の場合は出産と同じ取扱いとなる。 本休暇と子の看護休暇とは優先順位はなく、個々の職員の判断による。 子育て支援休暇の創設については、(仮称)人事給与改革推進委員会の中で検討をしていく。</li> <li>・夏季休暇について 夏季休暇と集中年休とあわせて8日間取得できるよう環境づくりに努力する。 8日間取得を推奨する立場である。 本年度(7日)だけの合意ではなく、夏季休暇5日の合意をお願いしたい。 保育所、清掃について8日間の休暇が取れる臨時職員の体制をとる。 持ち帰り検討する。</li> </ul>